

## 小浜市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスB事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業要綱」という。）第4条第1号ア（ウ）に規定する訪問型サービスB事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。  
(事業の目的)

第2条 この事業は高齢者等に対して、住民主体のボランティア等が多様な生活援助等を行うことによって、要介護状態等となることを予防し、または要支援状態を軽減するとともに地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は小浜市とする。ただし、当該事業に係る業務の全部または一部を適切なサービス提供ができる団体、事業者等（以下「訪問型サービスB事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4各号に掲げる被保険者のうち一人暮らし世帯で、自力で家事等を行うことが困難なケースや同居の家族がいても、病気や障害等があり、家事等を行うことが困難なケースなど日常生活の支援を必要とする者とする。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、前条に規定する対象者のうち、介護予防ケアマネジメント（総合事業要綱第4条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）に基づき、当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、当該利用者の居宅等で行う日常生活を支援するサービスであって、次に掲げるものとする。

- (1) 掃除（居室内、トイレ、卓上等の清掃、ごみ出しまたは準備・後片付け）
- (2) 洗濯（洗濯機もしくは手洗いによる洗濯または洗濯物の乾燥（物干し）、取り込みおよび収納もしくはアイロンがけ）

- (3) ベッドメイク（ベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等）
- (4) 衣類（普段着に限る。）の整理
- (5) 一般的な調理または配下膳
- (6) 買い物（日用品等の買い物（内容、品物および釣り銭の確認を含む。）または薬の受取（処方箋のある薬の受取に限る。））
- (7) 電球の交換、代筆等、利用者では困難な日常生活に必要な軽作業
- (8) 前各号に掲げるサービスに準ずるものとして、介護予防ケアプランに位置付けられるもの  
(利用回数等)

第6条 事業の利用回数および時間は、介護予防ケアマネジメントに基づき、原則、週1回かつ1月につき5回を限度とし、提供時間は1回あたり1時間を限度とする。

(事業受託等の申請)

第7条 事業を受託しようとする事業者は、訪問型サービスB事業受託事業者申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付表
- (2) 業務に直接従事する従事者名簿
- (3) 事業所の平面図、外観および内部の様子がわかる写真
- (4) 誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第8条 訪問型サービスB事業者は前条の規定に基づく申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに訪問型サービスB事業変更届出書（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

(サービス単価)

第9条 事業のサービス単価は次に定める額とする。

- (1) 30分程度520円
- (2) 60分程度1,040円

(利用料等)

第10条 利用者は、総合事業要綱第8条第1項に定める利用料を負担しなければならない。

2 前項の利用料のほか、事業の提供の際に実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。

3 第1項の利用料および前項の実費は、利用者が訪問型サービスB事業者に直接納付するものとする。

(費用の請求等)

第11条 訪問型サービスB事業者は、事業を提供したときは、当該月分をまとめて翌月10日までに事業提供の実績の分かる書類を提出するとともに、当該月の利用実績に応じた利用料を翌月末日までに市に納付するものとする。

2 市長は前項の規定による実績報告があったときは、その日から10日以内に業務の完了確認のため検査を行うものとする。

3 訪問型サービスB事業者は、前項の規定による検査に合格したときは、当該月分の請求書を市長に提出するものとし、市長は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(費用の返還)

第12条 訪問型サービスB事業者が偽りその他不正の手段によって、当該費用の支払を受けた場合は、当該費用の全部または一部を返還させることができる。

(従事者の員数)

第13条 訪問型サービスB事業者が置くべき従事者（ボランティア養成講座等の修了資格を有する者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

(設備および備品等)

第14条 訪問型サービスB事業者は、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、事業の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

(衛生管理等)

第15条 訪問型サービスB事業者は、従事者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(秘密保持等)

第16条 訪問型サービスB事業者は、従事者または従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 訪問型サービスB事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスB事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問型サービスB事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止または休止の届出および便宜の提供)

第18条 訪問型サービスB事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、その廃止または休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した訪問型サービスB廃止・休止届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、または休止しようとする年月日

(2) 廃止し、または休止しようとする理由

(3) 現に事業を受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問型サービスB事業者は、前項の規定による事業の廃止または休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業を受けていた者であって、当該事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該事業に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な事業等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型

サービスB事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、事業の実施に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。